

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年11月30日京都市条例第23号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

本市の他の会計年度任用職員の例に準じ、会計年度任用職員である教職員の期末手当について必要な措置を講じることとしました。

この条例は、令和2年12月1日から実施することとしました。

京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年11月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第23号

京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第37条の2第17項前段中「は，常勤の教職員の例により支給する」を「については，京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例第13条の規定を準用する」に改め，同項後段を削る。

附 則

この条例は，令和2年12月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)